

自己点検シート

(介護報酬【特定診療費】編)

介護療養施設サービス・短期入所療養介護費・介護予防短期入所療養介護費

事業所番号： 33

施設名：

点検年月日： 令和 年 月 日 ()

点検担当者：

<根拠法令>

特定診療費報酬告示：厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生労働省告示第30号)

特定診療費施設告示：厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成12年厚生労働省告示第31号)

特定診療費薬剤告示：厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤(平成12年厚生労働省告示第32号)

通知：特定診療費の算定に関する留意事項について(平成12年老企第58号)

<文献:(発行:社会保険研究所)>

介護報酬の解釈1 単位数表編《令和3年4月版》(「青本」)

介護報酬の解釈2 指定基準編《令和3年4月版》(「赤本」)

介護報酬の解釈3 QA・法令編《令和3年4月版》(「緑本」)

<厚生労働省 法令等データベースサービス<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>>

【特定診療費】 介護療養施設サービス・短期入所療養介護費・介護予防短期入所療養介護費

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
	感染対策指導管理	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な設備、体制が整備されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1165
		院内感染防止対策委員会が月に1回程度定期的開催されており、医師や看護師長など関係職員が出席している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
		感染情報レポートが週1回程度作成され、院内感染対策委員会において十分に活用する体制がとられている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
		各病室の入り口に速乾式手洗い液(ウエルパス等)の消毒液が設置されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
	褥瘡対策指導管理	褥瘡対策に係る専任の医師、看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1166,青P1187
		日常生活自立度ランクB以上に該当する患者につき褥瘡対策に関する診療計画を作成し、常時褥瘡対策を実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
		患者の状態に応じて、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し、使用する体制が整っている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
	初期入院診療管理 (介護療養型医療施設のみ)	関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、患者に対し、文書により入院後2週間以内に説明を行い同意を得ている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1166
		入院に際して医師が必要な診察、検査を行い、診療方針を定めて文書で説明している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
		医師が病名等の説明を行う際には、患者又は家族等に文書を交付し、その写しが診療録に記載されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1187
		算定は、入院中1回(診療方針に重要な変更があった場合にあっては2回)までとなっている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1166
	重度療養管理 (短期入所療養介護のみ対象)	要介護4又は5に該当し、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態など利用者が重度療養管理を算定できる状態である	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1167
		計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を実施している	<input type="checkbox"/> 実施		青P1188
	特定施設管理 (老人性認知症患者療養病棟において行われるものを除く)	後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者についてのみ算定している(抗体の陽性反応があれば算定可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1168
		個室又は2人部屋の加算を算定している場合、いわゆる差額ベッド料を徴収していない	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1168

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
□	重症皮膚潰瘍管理指導 (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く)	褥瘡対策指導管理の基準を満たしている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1168
		皮膚科又は形成外科を標榜している病院又は診療所である	<input type="checkbox"/> 標榜		青P1168
		皮膚泌尿器科、皮膚科、形成外科のいずれかを担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1168
		重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械及び器具を具備している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1168
		重症な皮膚潰瘍(Sheaの分類Ⅲ度以上のものに限る。)を有しているものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に算定している	<input type="checkbox"/> 実施		青P1169
		皮膚潰瘍がSheaの分類のいずれに該当するか、治療内容等について診療録に記載している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1169
□	薬剤管理指導 (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く)	当該医療機関に常勤の薬剤師が2人以上配置されている	<input type="checkbox"/> 配置		青P1188,1189
		薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有し、常勤薬剤師が1人以上配置されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1188,1189
		患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む)を行い、薬剤師による服薬指導を行っている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1188,1189
		算定は、週1回、月4回までとなっている(算定する日の間隔は6日以上)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1170,1171
		疼痛緩和のため特別な薬剤の投薬又は注射が行われる利用者に対し、薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1170

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
	医学情報提供(Ⅰ) (老人性認知症患者療養病棟において行われるものを除く)	紹介は、診療所→診療所もしくは病院→病院となっている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1172,1173
	医学情報提供(Ⅱ) (老人性認知症患者療養病棟において行われるものを除く)	紹介は、診療所→病院もしくは病院→診療所となっている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1172,1173
	医学情報提供(Ⅰ)(Ⅱ)共通 (老人性認知症患者療養病棟において行われるものを除く)	患者の退院時又は退所時に、当該患者の同意を得て、診療状況を示す紹介文書を作成している (当該患者から自費を徴収して交付した診断書等、既に診療報酬、公費で相応の評価が行われた意見書等は算定不可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1173
		入院患者の診療状況を示す文書を添えて、患者又は紹介先の機関に交付し、文書の写しを診療録に添付している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1172,1173
		1退院につき1回に限り算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1173
	リハビリテーションの通則	訓練の目標を設定し、定期的に評価を行っている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1175
患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成		<input type="checkbox"/> 満たす		青P1175	
患者の状態に係る定期的な記録の作成		<input type="checkbox"/> 満たす		青P1175	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
	理学療法(Ⅰ)(Ⅱ) (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く) (Ⅰ)(Ⅱ)共通	患者1人につき個別に20分以上訓練を実施している(1日に行われる理学療法が複数回にわたる場合でも、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定可)(Ⅰ)(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1175,1177
		理学療法の算定は、患者1人につき1日合計3回(作業療法・言語聴覚療法と合わせて1日4回)までとなっている(Ⅰ)(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1174注2
		入院日(利用開始日)から起算して4月を超えた期間において1月に11回以上行った理学療法については、70/100に減算している(Ⅰ)(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1174注2
□	理学療法(Ⅰ)のみ	専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士がそれぞれ1人以上勤務している(Ⅰ) (回復期リハ病棟におけるPTとの兼務は不可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1189
		患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものである(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1174
		病院の場合100㎡以上、診療所の場合45㎡以上の専用施設を有している(機能訓練室を充てていても差し支えない)(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1189
		理学療法Ⅰを行うにつき必要な器械及び器具を具備している(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1174,1189
		リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにしている(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1189
		医師は、定期的な運動機能検査をもとに、理学療法の効果判定を行い、理学療法実施計画を作成している(Ⅰ) (ただし、理学療法実施計画はリハビリテーション実施計画に代えることができる。)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1177
		医師は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記録している(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1177
		1人の理学療法士が、1人の患者に対して、1対1で、重点的に個別的訓練を行った場合に算定している(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1177
	理学療法(Ⅱ)のみ	1人の従事者が、1人の患者に対して、1対1で、個別的訓練を行った場合に算定している(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1177
	理学療法(Ⅰ) 理学療法リハビリテーション計画加算 (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のみ)	医師、看護師、理学療法士等の共同によりリハビリテーション計画を策定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1176注3
		利用者が理学療法を必要とする状態の原因となった疾患治療のために入院(入所)した病院・診療所・介護保険施設を退院(退所)した日、又は要介護(要支援)認定を受けた日から初めて利用した月に限り算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1176注3
		算定は、1月に1回までとなっている(作業療法リハビリテーション計画加算を算定する場合を除く)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1176注3

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
	理学療法 日常動作訓練指導加算 (リハビリテーション管理指導) (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のみ)	理学療法士等が病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1176注4
		1月に1回を限度として算定(作業療法日常動作訓練指導加算を算定する場合は算定不可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1176注4
		加算の対象となる訓練及び指導を行った日は、理学療法に係る特定診療費の所定単位数を算定しない	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1177
	理学療法(I) リハビリテーション体制強化加算	常勤専従の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合のみ算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1176注5
□	作業療法 (老人性認知症患者療養病棟において行われるものを除く)	専任の常勤医師及び専従する常勤作業療法士がそれぞれ1人以上勤務している(回復期リハ病棟におけるOTとの兼務は不可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1189
		患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものである	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1178
		75㎡以上の専用施設を有している(機能訓練室を充てていても差し支えない)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1189
		作業療法を行うにつき必要な器械及び器具を具備している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1178,1189
		リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにしている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1189
		1人の作業療法士が、1人の患者に対して、1対1で20分以上重点的に個別的訓練を行った場合に算定している(1日に行われる作業療法が複数回にわたる場合でも、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1179
		医師は、定期的な作業能力検査をもとに、作業療法の効果判定を行い、作業療法実施計画を作成している(ただし、作業療法実施計画はリハビリテーション実施計画に代えることができる。)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1179
		医師は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該作業療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記録している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1179
		算定は、患者1人につき1日合計3回(理学療法・言語聴覚療法と合わせて1日4回)までとしている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1178注2
	入院日(利用開始日)から起算して4月を超えた期間において1月に11回以上行った作業療法については、70/100に減算している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1178注2	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
	作業療法 作業療法リハビリテーション計画加算 (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のみ)	医師、看護師、作業療法士等の共同によりリハビリテーション計画を策定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1180注3
		利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患治療のために入院(入所)した病院・診療所・介護保険施設を退院(退所)した日、又は要介護(要支援)認定を受けた日から初めて利用した月に限り算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1180注3
		1月に1回を限度として算定(理学療法リハビリテーション計画加算を算定する場合を除く)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1180注3
	作業療法 日常動作訓練指導加算 (リハビリテーション管理指導) (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のみ)	作業療法士等が病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1180注4
		1月に1回を限度として算定(理学療法日常動作訓練指導加算を算定する場合は算定不可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1180注4
		加算対象となる訓練及び指導を行った日は、作業療法に係る特定診療費の所定単位数を算定しない	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1181
	作業療法 リハビリテーション体制 強化加算	常勤専従の作業療法士を2名以上配置し、作業療法を算定すべき作業療法を行った場合のみ算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1180注5

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
□	言語聴覚療法 (老人性認知症患者療養病棟において行われるものを除く)	専任の常勤医師が1名以上、専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1190
		患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものである	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182
		個別療法室(8㎡以上)を1室以上有している ※言語聴覚療法以外の目的で使用するものは個別療法室に該当しない。 ※車椅子、歩行器・杖等を使用する利用者が容易かつ安全に出入り可能であり、遮音等に配慮した部屋であること。	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1190
		言語聴覚療法を行うにつき必要な器械及び器具を具備している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182,1190
		リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにしている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1190
		専用の言語療法室等において、1人の言語聴覚士が、1人の患者に対して、1対1で20分以上重点的に個別的訓練を行った場合に算定している(1日に行われる言語聴覚療法が複数回にわたる場合でも、そのうち2回分の合計が20分を超える場合は、1回として算定可)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1183
		医師は、定期的な言語聴覚機能検査をもとに、言語聴覚療法の効果判定を行い、言語聴覚療法実施計画を作成している (ただし、言語聴覚療法実施計画はリハビリテーション実施計画に代えることができる。)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1183
		医師は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該言語聴覚療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記録している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1183
		算定は、患者1人につき1日合計3回(理学療法・作業療法と合わせて1日4回)までとしている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182注2
入院日(利用開始日)から起算して4月を超えた期間において1月に11回以上行った言語聴覚療法については、70/100に減算している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182注2		
言語聴覚療法 リハビリテーション体制 強化加算	専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置し、言語聴覚療法を行った場合のみ算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182注3	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
□	集団コミュニケーション療法	専任の常勤医師が1名以上、専従する常勤言語聴覚士が1人以上勤務している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1190
		患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものである	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182
		集団コミュニケーション療法室(8㎡以上)を1室以上有している ※集団コミュニケーション療法以外の目的で使用するものは集団コミュニケーション療法室に該当しない。ただし、言語聴覚療法における個別療法室と集団コミュニケーション療法室の共用は可能。	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1190
		集団コミュニケーション療法を行うにつき必要な器械および器具を具備している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182,1190
		リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにしている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1190
		失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ複数の患者に対し、集団で言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合に算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1183
		1人の言語聴覚士が、複数の患者に対して、訓練を行うことができる程度の症状の患者であって、特に集団で行う言語聴覚療法である集団コミュニケーション療法が有効であると期待できる患者に対し、言語聴覚士が複数の患者に対して訓練を行った場合に算定している(1日に行われる理学療法が複数回にわたる場合であっても、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定することができる。) ※同時に行う患者数については、その提供時間内を担当する言語聴覚士により、適切な集団コミュニケーション療法が提供できる人数以内に留める必要があり、過度に患者数を多くして、患者1人1人に対応できないということがないようにすること。	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1183
		医師は、開始時及びその後3か月1回以上患者に対して当該集団コミュニケーション療法の実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1183
1人につき1日3回を限度として算定	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1182注2		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
	摂食機能療法 (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く)	発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術又は脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害がある入院患者等に対して、1回につき30分以上訓練指導を行った場合、1月に4回を限度として算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1184,1185
		医師又は歯科医師が直接行うか、若しくは医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又は作業療法士が行っている ※接触機能療法に含まれる嚥下訓練については、医師又は歯科医師、医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士に限り行うことが可能	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185
	短期集中リハビリテーション (介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く)のみ)	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入院日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行っている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1184,1185
		リハビリテーションを、1週につき概ね3日以上実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185
		当該入院患者が過去3月間に、当該介護療養型医療施設に入院したことがない場合に算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185
		理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合は、算定していない	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1184
□	認知症短期集中リハビリテーション	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1184,1185
		医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、入院日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行っている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1184
		リハビリテーションを、1週につき3日実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1184,1185
		当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師を除き、認知症に対するリハビリテーションに関する研修を終了している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185
		1人の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1人の利用者に対して20分以上行った場合にのみ算定	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185
		リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等)は利用者毎に保管されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185
		当該利用者が過去3月間の間に、当該リハビリテーション加算を算定したことがない	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1185

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠
□	精神科作業療法	専従の作業療法士が1名以上配置されている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186
		1人の作業療法士が、1人以上の助手とともに当該療法を実施した場合に算定している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186
		1人の作業療法士の1日当たりの取扱い患者数は、概ね25人を1単位として、1日3単位75人以内を標準としている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186,1190
		実施時間は患者1人当たり1日につき2時間を標準としている	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186
		作業療法士1人に対して、75㎡を基準とする専用の施設を有しているか	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1191
		当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1191
		精神科を標榜する医療機関であって、精神科を担当する医師(非常勤でよい。)の指示の下に実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1191
		精神科作業療法に要する消耗材料及び作業衣等は、当該医療機関が負担している(患者に負担させていない)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186
□	認知症老人入院精神療法	精神科を担当する1人の医師及び1人の臨床心理技術者等の従事者により構成される少なくとも合計2人の従事者が行った場合に限り算定している(この場合、精神科を担当する医師が、必ず1人以上従事していることが必要)	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186
		1回に概ね10人以内の患者を対象として、1時間を標準として実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		青P1186